

令和6年5月24日

各指定障害児通所支援事業者
代表者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

障害児通所支援における「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」等対象者の認定に係る経過的な取扱いについて

日頃より、障害福祉の向上にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本年4月の報酬改定により、障害児通所支援について「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」、「人工内耳装用児支援加算」、「ケアニーズ対応加算」及び「強度行動障害支援加算」が創設されました。

加算の創設に伴い、加算対象者の認定要件を満たす者については、今後の受給者証の更新の際に印字を行うことといたします。

既に加算の要件を満たす利用者を受け入れている事業所につきましては、下記のとおり、事業所からの申立てにより、個別に認定を行うこととしますので、通知いたします。貴事業所におかれましては、関係職員及び保護者へ周知をお願いいたします。

1 加算の概要について

(1) 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算(児童発達支援・放課後等デイサービス)

意思疎通に関し、専門性を有する人材を配置の上、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児童に対して専門性を有する人材を配置し、支援を行った場合に評価する。

(2) 人工内耳装用児支援加算(児童発達支援・放課後等デイサービス)

児童発達支援センター等において、眼科及び耳鼻咽喉科の医療関係の連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して支援を行った場合を評価する。

(3) ケアニーズ対応加算(保育所等訪問支援)

訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置の上、重症心身障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価する。

(4) 強度行動障害児支援加算(居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置し、強度行動障害を有する児童に対し支援を行った場合に評価する。

※この加算は、令和6年4月1日時点で児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて「強度行動障害児支援加算」に該当している場合のみ申立てが可能です。

2 事業所の申立てによる認定の取り扱いについて(経過措置)

(1) 概要

令和7年3月31日までに、サービスを利用中の事業所から「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」等対象者の認定に係る申立書(別添を参照、以下「申立書」という。)により区役所・支所へ申立があり、加算の要件に該当すると認めた場合は、原則として申立書を受理した翌月(申立てが月の初日にあった場合は当該月)から加算対象者として認定します。認定された場合は、受給者証に記載の上、保護者へ交付いたします。

但し、令和6年4月1日時点で本加算(「上記の1の(1)～(4)」、以下同様)の要件に該当する場合であり、かつ令和6年7月31日までに申立てがある場合に限り、令和6年4月1日に遡り加算を認定します(令和6年8月以降の申立分については、遡りでの認定は行いませんのでご注意ください)。

(2) 事務の流れ

【サービスを利用している事業所】

- ①受給者証に本加算に関する記載が行われていないが、本加算に該当すると思われる場合について、認定を希望する場合には申立書を作成する
- ②保護者に対して、申立てに関する説明を行い、同意を得る
- ③保護者のお住まいの区役所・支所へ申立書を提出する

【区役所・支所の対応】

事業所から提出された申立書を確認し、加算要件に該当すると認められる場合は、「2の(1)概要」で示した通りの対応を行います。

3 留意事項

- 本加算は区役所・支所の判定が必要となり、受給者証に印字が無い場合には請求時に算定することはできません。また、一定の体制を満たしている場合でなければ算定することができない場合もありますので、詳細については報酬告示等をご確認ください。
- 申立の内容については、区役所・支所から連絡がある場合があります。
- 申立書(別添)は、経過措置期間の終了日の令和7年3月31日までに限り使用が可能です。
- 令和7年4月1日以降については、お子さんの状態が変化し、本加算に該当すると思われる場合は、従来通り、保護者により「障害児通所給付費等申請書」により変更申請をしていただくことになりますのでご注意ください。

4 制度の変更内容と受給者証の記載内容

・視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算(児童発達支援・放課後等デイサービス)

こどもの状態像	受給者証の記載
・視覚に重度の障害を有する障害児(視覚障害に関して1級～2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児)	児童発達支援加算視聴覚言語
・聴覚に重度の障害を有する障害児(聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児)	放課後等デイ加算視聴覚言語
・言語機能に重度の障害を有する障害児(言語機能障害に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児)	

・人工内耳装用児支援加算(児童発達支援・放課後等デイサービス)

こどもの状態像	受給者証の記載
・人工内耳装着者	児童発達支援人工内耳
	放課後等デイ加算人工内耳

・ケアニーズ対応加算(保育所等訪問支援)

こどもの状態像	受給者証の記載
・児童相談所にて重症心身障害児として認定された児童 ・身体障害者手帳の総合等級が1～2級 ・愛護手帳の障害程度がA判定(愛護手帳の障害程度3度かつ身体障害者手帳1～3級を含む) ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1級 ・医療的ケア児※ ※別紙1「医療的ケア児にかかる新判定スコア表(ケアニーズ対応加算用)」の項目に該当する児童	保育所等訪問支援加算ケア

・強度行動障害児支援加算(保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援)

こどもの状態像	受給者証の記載
強度の行動障害を有する児童の判定表の行動障害の内容欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の1点から5点の欄までにあてはめて算出した点数の合計が20点以上の場合	保育所等訪問加算強度行動
	居宅訪問型児童加算強度行動

【お問い合わせ先】

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援担当

電話:052-972-3187 FAX:052-972-4438

電子メールアドレス:a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp